

# 令和5年度税制改正(県税関係)



令和5年度税制改正による県税に関する改正事項のうち、主なものは次のとおりです。

## 自動車税環境性能割

### 環境性能割の税率区分の見直し

環境性能割の税率区分について、電動車(EV)の一層の普及促進を図るため、対象範囲が見直されました。

#### 自家用乗用車の場合

改正前(令和3、4年度(注))

区分	税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税
R12燃費基準 85%達成	1%
R12燃費基準 75%達成	
R12燃費基準 60%達成	
上記以外 又はR2燃費 基準未達成車	3%

改正後(令和6年1月~令和7年3月末)

区分	税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税
R12燃費基準 85%達成	1%
R12燃費基準 80%達成	
R12燃費基準 70%達成	2%
上記以外 又はR2燃費 基準未達成車	3%



(注) 改正前の税率区分は、令和5年12月末まで据え置くこととされました。

※非課税、1%及び2%の適用には、上記に加え、一定の排ガス性能が必要です。

自動車税環境性能割について、詳しくは39~43ページをご覧ください。

## 自動車税種別割

### グリーン化特例(軽課)の見直し

営業用の乗用車に係る自動車税のグリーン化特例(軽課)について、適用対象車を電気自動車等に段階的に重点化することとされました。

特例割合		適用対象車		取得期間
取得の翌年度分を軽減	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車		~R8.3.31
		営業用乗用車	R12燃費基準90%達成 ※令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長されません	
	50%軽減	営業用乗用車	R12燃費基準70%達成 ※令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長されません	~R7.3.31

※特例措置の適用には、上記に加え、一定の排ガス性能が必要です。

自動車税種別割について、詳しくは44~46ページをご覧ください。